

会議名 (審議会名)		川西市交通バリアフリー重点整備地区計画策定協議会 (第3回)		
事務局(担当課)		土木部土木政策室土木政策課 (内線: 2730)		
開催日時		平成19年11月8日(木) 13時~15時		
開催場所		市役所大会議室 (7階)		
出席者	委員	別紙のとおり		
	その他			
	事務局	角田土木部長、中西土木政策室長、元井土木政策課長 松江土木政策課主幹、野口土木政策課副主幹 (株)ウエスコ(コンサル)小林課長、井原係長		
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	6人
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由				
会議次第		<p>主な協議会議事</p> <p>①能勢電鉄「一の鳥居駅」等のバリアフリー化に対する考え方について</p> <p>②重点整備地区と生活関連経路の設定について</p> <p>③バリアフリーワークショップの結果について</p> <p>④バリアフリー重点整備地区基本構想における基本理念と基本方針について</p> <p>⑤バリアフリー重点整備地区基本構想に位置づける特定事業について</p>		
会議結果		<p>・本基本構想の重点整備地区には、一の鳥居駅周辺をはじめ、能勢電鉄の特定旅客施設以外の駅周辺、その他の地区は含めないものとする。</p> <p>・本基本構想の重点整備地区は、山下・畦野駅周辺、平野・多田・鼓滝駅周辺の2地区で設定する。生活関連経路は、生活関連施設を繋ぐ主要な道路を設定し、ネットワーク上、これを繋ぐ経路及び諸条件から整備が困難な経路については、準生活関連経路として設定する。</p> <p>・基本理念、基本方針については、第1期基本構想の内容を基本としつつ、バリアフリー新法制定により改正のあった内容(建築物のバリアフリーの追加、スパイラルアップ等)については、文言を見直す。</p> <p>・本基本構想では特定事業として、公共交通、道路、交通安全、都市公園、路外駐車場、建築物について検討するものとし、今後、各施設管理者、事業者と調整した上で確定する。特定事業の検討にあたっては、バリアフリー新法の目標年次、平成22年度に実現可能な内容を優先的に位置づけ、その他、段階的に取り組むべき内容についても合わせて記載しておく。</p>		

# 議 事 録（発言要旨）

## 1. 開 会

## 2. 会長挨拶

## 3. 議事録署名人の指名

第2回協議会の議事録署名人が委員の中から2名（友安氏、戸根氏）選任されました。

## 4. 議 事

### ①能勢電鉄「一の鳥居駅」等のバリアフリー化に対する考え方について

事務局： 資料1説明

本基本構想の重点整備地区には、一の鳥居駅周辺をはじめ、能勢電鉄の特定旅客施設以外の駅周辺、その他の地区は含めないものとする。本基本構想の目標年次以降、段階的にバリアフリー化に努めるものとする。

会長： 事務局から一の鳥居駅の説明がありました。何かご意見はありますか。

委員： 一の鳥居駅を将来の基本構想に繋げていくと、非常に苦慮されていることはよく分かります。それだけでも一歩前進だと思い感謝しています。ただアクセス、利用者の問題でバリアフリー化が難しいという考え方には異義があります。アクセスが良くなれば利用者が増えることもあるし、これから一の鳥居駅周辺で住宅開発が進めば利用者が増える可能性もあると思います。

基本構想の最後に「他の事業者とも調整を図り」とありますが、平成22年度になってから話し合いをするのではなく、22年までに「何ができるのか」を事業者と相談し、市当局も積極的に働きかけて年度を切らずに繋げて行って欲しいと思います。

委員： 最低限の利用ができる整備をしていただきたいと思います。滝山駅、絹延橋駅などもそうです。一般財源の中から何とか整備を出来るようにして欲しい。市民が利用できる最低限のサービスで良いのです。

会長： 全ての駅が完全なバリアフリー化をするより、できるところから進めていくのが良いのではないのでしょうか。

委員： 「他の事業者」というのは、具体的に記載していただきたいと思います。意見や要望などをどこに持っていけば良いのか分かりません。窓口なども含めて情報を仕入れるシステムを構築していただければと思います。

事務局： 地元にとっては最寄り駅のバリアフリー化に対する意見を多く頂戴し有難く思っております。また、それにつきましては一刻も早く整備を進めて行く必要があると改めて痛感しております。

「他の事業者」とは、駅と駅周辺のバリアフリー整備なので、駅は能勢電鉄、道路は道路管理者、信号機や横断歩道は公安委員会などです。検討するバリアフリーの内容によって調整する事業者が変わってきます。

会長： 市をまたいでいるものは他市との調整もあります。

委員： 「事業者」とは商業施設の関係者の方などで、利用者は含まれないということですか。

事務局： もちろん利用者方の調整も必要だと思います。

会長： 当然住民の方ですから協議するのは当たり前のことであり、市が言うことではないと思います。ただ事務局の説明では川西市は多くの駅があり、財源があれば全ての駅を整備したいのですがそうはいきません。したがって5駅をとりあえず重点的に整備を進めます。その整備の進捗状況を見ながら他のところにも要望があれば、重点整備地区とは別に、市道であれば市道の事業者が整備をするということになります。この基本構想に入ら

なければ何もしないということではありません。

一の鳥居駅周辺は何もしないということではなくて、できるところから整備を進めていきます。住宅開発が計画なので連携して、計画上ある程度整備できるところも出てくると思います。ここだけは何とかして欲しいという要望を出して頂き、部分的な改良は対応していくべきだと思います。今回重点整備地区に含めるのはどうしても難しく、まずは利用者の多い5駅の周辺を対象にしたいということです。どれを優先するかということでは、一の鳥居駅は次のステップで整備をするということでご了解いただければと思います。

委員： 会長が言われたとおりだと思います。利用者からの要望は、必要な施策について優先順位を上げて考えるべきです。一般土木費を考える際に利用者の声を聞くことで、皆さんの願いを叶えられるような施策が実現できるのではないのでしょうか。

会長： 第4次川西市総合計画、福祉計画の中でもバリアフリーのまちづくりは挙がっています。総合計画は市の基本方針です。重点的に予算を振り分けていただけたら、市民の方の納得も得られると思います。

委員： 私はバリアフリーについて高齢者の視点から見ていましたが、今回もっといろいろな角度から見ることで勉強になりました。しかし一般の方はそこまで考えている人がいないのではないのでしょうか。少し改善して直るようなことは、改めてこういう場で検討するより、一年に一度ぐらい整理して報告するなどしたら非常に有難いと思います。

会長： この検討会以降も恒常的に協議をする場を設けます。国土交通省の新バリアフリー法では「スパイラルアップ」という、常に検証しては直し、更に上の良い施設を目指すということを行っています。みんなで知恵を出しあって提案し、それで終わりではありません。これからは当事者の参加が義務付けられていますので、意見を聞くということが当たり前前のことになってきています。

委員： バリアフリー化というのは、どこもかしこも整備して欲しいという要望が出てきますが、各地域で話し合い、ここだけは改善して欲しいという要望を市や担当の窓口申請した方が早いのではないかと思います。何もかもバリアフリー化で取り上げるのは難しいのではないのでしょうか。窓口は1つではありません。

委員： 昨年手すり等の要望をそういうルートで申請しましたが、例がないということで門前払いを受けました。だからあえてこういう場で提案させていただきました。私もそういうシステムがあれば良いと思いますし、そうなることを願っています。

会長： 今年からは変わっていくと思います。

一の鳥居駅については出来るところから市の立場、能勢電の立場で予算の許す限り取り組んでいただくということですのでよろしいのでしょうか。では次の議題に進みます。

## ②重点整備地区と生活関連経路の設定について

事務局： 資料2の説明

本基本構想の重点整備地区は、山下・畦野駅周辺、平野・多田・鼓滝駅周辺の2地区で設定する。

生活関連経路は、生活関連施設を繋ぐ主要な道路を設定し、ネットワーク上、これを繋ぐ経路及び諸条件から整備が困難な経路については、準生活関連経路として設定する。

会長： 前回の会議の後で国土交通省と協議がありました。前回の協議で生活関連経路を広範囲に入れましたが、今の厳しい財政状況では現実に平成22年までには出来ません。生活関連経路を安易に設定しすぎで、現実性を加味して設定することが求められました。よって平成22年に整備可能なものに絞り、難題のあるところは準生活関連経路に設定し、将来は取り組んでいくということに訂正させて頂きました。何かご意見はありますか。

委員： 自治体は行政としての責任があります。関連する事業者の負担も必要になるので調整すべき内容であり、訂正はやむを得ないと思います。

委員： 前回のワークショップの時にも意見が出ましたが、市道12号の山下駅から大和団地へ抜ける道は準生活関連経路になっています。随分前から市の方で12m幅にすると聞いています。今回もそこが準となっているのはなぜですか。

事務局： 特別特定建築物を繋ぐ道路ではありません。都市計画決定をしている道路ではありますが、事業化については難しい面があります。ですが出来るところから少しずつでも整備していこうと考えております。ただ平成22年度までに全て完成するのが困難なので、準生活関連経路という扱いにしています。

会長： 山下駅付近から少しずつでも順次進められると、我々の構想によって徐々に実現していると理解していただけたと思います。

委員： 東谷中学校前の道がカーブで狭くなっており、坂道ということもあり事故が起こりやすく危険です。

会長： 行政の中で今後検討していただきます。

委員： ベリタス病院前も費用がかかり難しいことは分かりました。ただそこに住んでいる者として、東谷中学校前も同じということを知っていただきたかったのです。

委員： 準生活関連経路という考えではなく、地域から要望を上げるのも1つの方法かと思えます。

委員： コミュニティ、連合自治会としてもそういう要望は市に何度も提案しています。

会長： 県では来年度以降の財務は厳しく、新規のものは通りません。予算化しているものでも契約が進んでいない事業は通りません。県も市も財源が厳しい状況ですから、実現可能なところに絞らなければなりません。全市の中には同様なところが多くあると思います。優先度を決め、進めていくことになると思います。地元の声を聞くことは交通バリアフリー法以来、バリアフリー新法においても法律の中で謳われていることで、当たり前のことになってきています。

委員： 利用者からすると、今設定されているところはバリアフリー面では最悪のところですか。「準」というのは予算の面で先送りにするということなのですか。

委員： 国道は整備されているのに入れるのですか。

事務局： 生活関連経路と準生活関連経路の考え方ですが、本来バリアフリー法というのは歩行者の移動の円滑化が目的です。移動の円滑化とは、道路及び建物などを含めて移動がスムーズに行えることが基本的な考え方です。道路は繋がっていなくても円滑化にはなりません。出来るだけネットワーク状に経路があることが理想的です。平成22年を整備目標としている中で生活関連経路を引くにあたり、川西市の場合は特定旅客施設を基本と考えており、駅から半径500m以内にある特定建築物を繋ぐ経路を生活関連経路としました。それだけで重点整備地区としては良かったのですが、それでは余りにも経路が少ないということで、準生活関連経路をプラスして将来的な移動円滑化の経路をひき、合わせて重点整備地区としました。

委員： つい最近整備された道路にもひかれていますが必要なのですか。今後整備が必要などころだけにしていただきたいと思います。

事務局： 国道につきましては、移動円滑化基準に基づいた道路整備が実施されましたが、バリアフリーとしては一部欠けている部分もあり、全体の重点整備地区を設定する中で連続性が大切と考えて追加しました。

委員： 事業実施済み、事業追加内容の色分けをするべきではないですか。

会長： 本基本方針ではそこまでは要求されていません。ただ市民に分かりやすくする方が良いのかもしれませんが。これはこれでおいておき、実際の詳細図を用意していただければ良いと思います。この件についてご了承いただけますか。では次の議題へ進みます。

③バリアフリーワークショップの結果について

事務局： 資料3の説明

会長： 何かご意見はありますか。

委員： 第一期のアンケート回収率はどうでしたか。ワークショップには、病院、商業施設等のバリアフリーの事業を進めなければならない事業者は参加していたのですか。

会長： 事業者では能勢電鉄の方は今まで全てに参加されています。他には高齢者の方が多かったと思います。車いす、聴覚障害などの障害を持たれた方が5名参加されていました。

事務局： 第一期の回収率は74%、今回は50%程度です。今回回収は全て郵送で行った関係で少し回収率が悪かったのではないかと思います。

ワークショップの調査に於いて、いろいろな方のご意見をお聞きした中で、バリアフリー以外の意見も多数あり各担当に伝えていきます。点検の後、対応していただくことにしています。

会長： 能勢電鉄としての感想をお聞かせください。

委員： 事業者の目ではなく、参加している当事者の目として見てみました。聴覚障害者の方が参加されており、普段なかなか気付かないようなご意見も頂きました。これらの意見をもとに、今後の整備を考えていくべきだと感じました。

会長： 副会長にもご参加いただきました。感想をお願いします。

副会長： 皆さん疑問点、意見を大変要領よくまとめられていました。こうしてほしい、ああしてほしいという指摘もあり、今後の対策に繋がることが出てきたと思います。郵便局や金融機関のATMが車いす利用者、視聴覚障害者には使えないという意見がありましたが、これは全国的な問題です。

会長： 盲導犬が平野駅から電車に乗るとき、ステップ板があるために止まってしまいました。日常と違うところは命令が必要と痛感しました。平野交差点では音声信号ではないために直進してしまいました。やはり音声信号というのは視覚障害者にとって、点字ブロックがあったとしても必要と思いました。これをいかに改善していくのか、今後、基本構想に書き込む必要があります。

委員： ベリタス病院で緊急車両が入りにくいという意見がありますが、この意見は一般の参加者が出されたものですか。

事務局： 病院の職員の方が出席されていて、そこからの意見です。

委員： 国道173号で、歩道整備及び拡幅という意見がありますが、歩道整備は実施しています。どのような意味で出されているのか。どこのことをおっしゃっているのでしょうか。

事務局： 別途調べて報告させていただきます。

会長： 最近人口の密集しているところでは、国土交通省が4m20cmから5mを良いモデル例としています。これは車道と歩道の間1m、75cmずつの人の往来、1mずつの自転車及び車いす用レーンを設けるといことのようにです。しかし、実際には電柱などがあり狭く感じるかもしれません。一度調べて報告して下さい。この件についてはご了承いただけますか。では次の議題へ進みます。

#### ④バリアフリー重点整備地区基本構想における基本理念と基本方針について

事務局： 資料4の説明

基本理念、基本方針については、第1期基本構想の内容を基本としつつ、バリアフリー新法制定により改正のあった内容（建築物のバリアフリーの追加、スパイラルアップ等）については、文言を追加する。

会長： 前回の基本構想の冊子を持参してもらえば良く分かりましたが、今回は事務局のご説明で判断いただければと思います。何かご意見はありますか。

委員： 基本理念、基本方針はこれで完璧だと思います。平成22年度までに実現できるか

どうか疑問です。第一期もまだ未着工のところもあります。行政だけではなく、能勢電、事業者にも負担していただいて改善する箇所もあります。いずれも予算が必要ですが、大きくかかずに改善ができるところもあると、ワークショップでも指摘されています。そういうところは一日も早く改善していただきたいと思います。

第一期のときにも、来期までにできるかどうか市民も含めて検討する体制が必要という意見が出ていました。今期はバリアフリー法の中でも謳われていますが、これはいつ作られるのですか。第一期も含めての検討協議会ということになると思うのですが、そのことについてもご意見をお聞かせください。

会長： 第一期の交通バリアフリー法の基本構想は平成22年度までを目標としていますが、まだ未整備のところもあります。阪急百貨店の点字ブロックも、まだ白い箇所があり、弱視の方には全く役に立ちません。3～4つに1つ黄色を設けるだけでも連続して見え、整備もしやすいのではないかと思います。

7の「継続的な取り組み」で「施工後の維持管理～推進協議会を設置する」と書いています。この答申の後で設置されると思います。

事務局： 策定協議会とは別に、改めて体制をとる予定です。基本構想第一期、第二期を合わせたものを今後検証していこうと考えています。

会長： 平成20年度以降も継続的に委員会を設置するということですか。

事務局： 次に組織する際には、継続的なものを考えたいと思っています。

会長： 前文の内容の一部変更について、「一体的に」という文言を入れておくべきだと思います。「ソフト施策」という文言は、用語として問題はありませんか。もう少し具体的に書いておくことも考えてはどうでしょうか。誰が読んでも分かるような文章がユニバーサルデザインだと思います。分かりにくければ書き換える作業も必要だと思います。

委員： 基本的にはこれで良いと思いますが、図に都市公園、路外駐車場を分けて示す方が分かりやすいと思います。16ページ。計画設計でうまく行っても、施行段階でうまくいかないケースがあります。管理者がしっかりチェックをしなければいけません。

駅から清和台へ抜ける道路の整備をしていますが、横断こう配のチェックが必要だと思います。交差部は車いすが滞留できるフラットなスペースを設けるべきです。

委員： 部分的にはこう配を緩くするなどしています。交差点部は仮整備のため、今後対応していきます。

会長： この件について、ほぼご了承いただけたということでしょうか。では次の議題に進みます。

#### ⑤バリアフリー重点整備地区基本構想に位置づける特定事業について

事務局： 資料5の説明

本基本構想では特定事業として、公共交通、道路、交通安全、都市公園、路外駐車場、建築物について検討するものとし、今後、各施設管理者、事業者と調整した上で確定する。特定事業の検討にあたっては、バリアフリー新法の目標年次、平成22年（2010年）に実現可能な内容を優先的に位置づけ、その他、段階的に取り組むべき内容についても合わせて記載しておく。

会長： 資料5については今日決めるのではなく、次回までに皆さんに目を通していただき、意見を頂戴したいということです。またアンケート結果も含めて各事業者と協議し、次回の協議会で討議していただきます。何か不明な点があればお伺いします。

委員： 必要と思われる事業ですか。予算も考慮しているのですか。

事務局： 整備内容の例として挙げているのは、ワークショップから得られた意見を基に示しています。仮にこの内容が整備できれば、バリアフリー整備は十分と考えております。ただし、予算、期間の関係は考えていませんので、これから各事業者や施設管理者と調整

をした上で提案していただこうと考えています。

副会長： 移動円滑化基準への適合が重要です。何が適合していて、できていないか整理しておく必要があります。

ホームから目の不自由な方の転落防止対応が全国的にも課題になっています。最低限の防止策はされていると思いますが、それを上回ることが必要だと思います。今回は経路に入っていないかもしれませんが、踏切も対応策が必要です。

委員： これ以上のものは出ないのですか。

副会長： 増える場合もあるし、減る場合もあります。

会長： 平成22年が目標ですが、平成23、24年には出来るものについては書くべきです。

委員： 4、5ページの表に市道○号という表記がありますが、どこの道路を指しているのか一般の市民には分かりません。表現方法を考えて欲しいと思います。

会長： 地図に示すなどしたら分かりやすくなります。

委員： 整備例の写真など付けられないでしょうか。

会長： 最終の報告書では、誰が見ても分かるように整理する必要があると思います。では次に進みます。

#### 4. その他

会長： 事務局から次回の予定も含めて説明していただきます。

事務局： 次回第4回目は、アンケート調査の結果報告、特定事業の整備方針、整備内容、案について協議していただきたいと思います。日程は12月上旬頃に開催する予定です。決まり次第ご連絡いたします。宜しくお願いします。

会長： 調整してからご報告申し上げます。

以上で終了とさせていただきます。

#### 5. 閉 会

区分	審議会等の名称	人	役職等	氏名	選出基準	備考
	川西市バリアフリー重点整備地区基本構想策定協議会	1	大手前大学教授	多淵 敏樹	学識経験者	会長
	《事務局：土木部土木政策室土木政策課》	2	大阪大学大学院工学研究科教授	新田 保次	学識経験者	副会長
		3	近畿運輸局消費者行政・情報課	橋元 正己	関係行政機関	
		4	能勢電鉄株式会社鉄道事業部施設グループ	森田 強	公共交通事業者	
		5	阪急バス株式会社自動車事業部業務課	上床 隆司	公共交通事業者	
		6	川西警察署交通第一課	中村 佳司	公安委員会	
		7	阪神北摂民局宝塚土木事務所道路保全課	安藤 真敏	道路管理者	
		8	川西市土木部土木管理室	平井 政治	道路管理者	
		9	川西市土木部水と緑の推進課	西本 克己	公園管理者	
		10	タイエー川西店	手倉 睦恵	路外駐車場管理者及び特別特定建築物の建築主等	欠席
		11	有限会社明德産業	上田 三男	特別特定建築物の建築主等	
		12	生活協同組合コープこうべ畦野	豊戸 康正	特別特定建築物の建築主等	欠席
		13	イズミヤ多田店	豊則 圭識	特別特定建築物の建築主等	
		14	市立川西病院	佐々木 明	特別特定建築物の建築主等	欠席
		15	医療法人協和会 協立温泉病院	奥田 勇次	特別特定建築物の建築主等	
		16	医療法人普真会 ヘリタス病院	藤井 康興	特別特定建築物の建築主等	欠席
		17	市民	磯 武夫	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		18	市民	中西 治世	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		19	市民	鈴木千代子	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		20	市民	町田 宣彦	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		21	市民	友安 正夫	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		22	市民	戸根 恵子	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		23	市民	白杉由紀子	団体推薦(高齢者、障害者等)	欠席
		24	市民	井上 及	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		25	市民	増田 正男	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		26	市民	柴山 功	団体推薦(高齢者、障害者等)	
		27	市民	室谷 陽子	公募	
		28	市民	大西 和子	公募	